

国際競技会 選手派遣規程



Japan Snooker Association

第7版 2015年10月1日

第1章 <総則>

日本スヌーカー連盟（以下 JSA）は、IBSF、ACBS 及びその他海外の競技組織が開催する競技会へ可能な限り JSA 選手会員を派遣し、競技を通じて積極的に他国との交流・コミュニケーションを図る。派遣選手はスヌーカー競技を通して諸外国との友好関係を深めるとともに、日本はもとより世界におけるスヌーカーの認知・地位向上に寄与しなければならない。また、諸外国の選手の技術動向やテクニックを学び日本におけるスヌーカーの技術向上に寄与しなければならない。

第2章 <選手の国籍>

第1条. 国籍

選抜選手の国籍に関して次のとおり定める。

- 第1項 IBSF（International Billiards and Snooker Federation）主催の世界選手権及び ACBS（Asian Confederation of Billiard Sports）主催のアジア選手権への派遣選手は、日本国籍を有する者とする。
- 第2項 選手派遣に関して日本オリンピック委員会（以下 JOC）が統括するものについて、派遣選手は日本国籍を有する者とする。
- 第2項 その他の国際試合への選手派遣に関して、必要がある場合にはその都度検討・協議する。

第3章 <選手の選抜>

第2条. IBSF 主催世界選手権及び IBSF 主催のその他の国際試合

選手の選抜方法に関して下記のとおり定める。

- 第1項 派遣選手は「JSA 選手会員」であること。
- 第2項 第1選手の選抜
 - (a) エントリー締め切り日直近の全日本選手権優勝者とする。
 - (b) 前記(a)の選手が辞退した場合には、エントリー締め切り日直近のオフィシャルランキング1位の選手とする。
 - (c) 前記(b)の選手が辞退した場合には、本条第4項で定める選考会にて選抜する。
- 第3項 第2選手以降を派遣可能な場合は選考会を実施して決定する。
- 第4項 前記第2～3項に対応するため、必要に応じて選手選抜のために選考会を実施する。但し選考会出場に関して次のとおり規定を定める。
 - (a) 開幕月の6ヶ月前の月に開催された試合により確定した JSA 暫定ランキングの16位（JSA 選手会員）までが参加資格を有する。

※例：5月15日開幕の場合には、前年11月末時点でのJSA暫定ランキングを参照する。

(b) 選考会実施会場は参加選手登録地区および選考会会場の事情を考慮してJSA事務局にて決定する。

※例：九州地区1名、関西地区2名、関東地区1名の場合関西にて選考会を実施。

第5項 選手選抜の手段として選考会開催にて選抜を基本とするが、JOC、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下NBA）等より別途指示がある場合には、それに従う。但し、第1選手選抜に関しては本条第2項に準ずる。

第3条. ACBS主催アジア選手権及びACBS主催のその他の国際試合

選手の選抜方法に関して下記のとおり定める。

第1項 派遣選手は「JSA選手会員」であること。

第2項 第1選手の選抜

(a) エントリー締め切り日直近の全日本選手権優勝者とする。

(b) 前記(a)の選手が辞退した場合には、エントリー締め切り日直近のオフィシャルランキング1位の選手とする。

(c) 前記(b)の選手が辞退した場合には、本条第3項で定める選考会にて選抜する。

第3項 第2選手以降を派遣可能な場合は選考会を実施して決定する。

第4項 前記第2～3項に対応するため、必要に応じて選手選抜のために選考会を実施する。但し選考会出場に関して次のとおり規定を定める。

(a) 開幕月の6ヶ月前の月に開催された試合により確定したJSA暫定ランキングの16位（JSA選手会員）までが参加資格を有する。

※例：5月15日開幕の場合には、前年11月末時点でのJSA暫定ランキングを参照する。

(b) 選考会実施会場は参加選手登録地区および選考会会場の事情を考慮してJSA事務局にて決定する。

※例：九州地区1名、関西地区2名、関東地区1名の場合関西にて選考会を実施。

第5項 選手選抜の手段として選考会開催にて選抜を基本とするが、JOC、NBA等より別途指示がある場合には、それに従う。但し、第1選手選抜に関しては本条第2項に準ずる。

第4条. 選手派遣に関してJOCが統括する国際試合

選手選抜の手段として選考会開催にて選抜を基本とするが、JOC、NBA等より別途指示がある場合には、それに従う。

第5条. 選手選抜に関する暫定的条項

ジュニア部門（アンダー21等）、女子部門、マスター部門の試合が開催される場合には、JSAより選手派遣できるものとする。ただし、日本国内の状況から本章で定義されている基準では当該代表選手の選出は困難となるため、暫定的に下記の規定を設けることとする。尚、本条項は不要であると判断された時点で抹消するものとする。

第1項 ジュニア部門

JSAが日本代表選手として派遣できると認められた者。複数名いる場合には選考会を実施し選抜する。

第2項 レディース部門

JSAが日本代表選手として派遣できると認められた者。複数名いる場合には選考会を実施し選抜する。

第3項 マスタークラス部門

次にあげる条件を満たしている選手により選考会を実施し選抜する。

- (a) JSA選手会員であり、選考会開催日を基点とし過去1年間にJSA公式戦に出場経験がある選手。

第4項 同一大会における選考会エントリーはひとつの部門に限り可能とする。

第5項 試合の内容や諸条件を吟味した上で、JSAにて別途協議し、上記条件を変更する場合がある。

第6条. 選手選抜に関する補則

選考会を実施しての選手選抜を原則とするが、選考会の開催が困難な場合には連盟推薦として派遣できるものとする。

第7条. 選抜選手の海外渡航に関する補則

海外での試合活動に関しては全て各選手が各々リスク管理を実施しなければならない。渡航前にJSA宛て別途定める確認票を提出すること。

第8条. 選手選抜に関する不服申し立てに対する仲裁自動応諾

日本スノーカー連盟の選抜選手の決定に対する不服申し立ては、「公益財団法人日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ仲裁規則による仲裁により解決されるものとする。

第4章 <附則>

本規約に定められてなく緊急に決定が必要な事項に関しては、JSA理事会の承認をもって決定、追加することが出来るものとする。

以上